

「ASEAN インド FTA 締結」

原産地規則 ～ローカルコンテンツ 35%以上+関税番号変更～

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

ASEAN とインドは自由貿易協定 (FTA) に調印しました。これにより 17 億人の巨大マーケットが出現します。協定は 2010 年 1 月に発効する予定です。ASEAN 進出日系企業のインドへの輸出が増えることが予想されます。

ASEANインドFTA締結

8月13日、ASEAN とインドは、バンコクでの経済閣僚会議開催時に、自由貿易協定 (FTA) に署名した。FTA は 2010 年 1 月 1 日に発効し、関税率の引き下げが始まる。2013 年 12 月 31 日にはインド、タイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ブルネイについて ASEAN・インド自由貿易圏が成立し、残りの ASEAN 諸国についても 2018 年 12 月 31 日に成立する予定。

原産地規則 ～ローカルコンテンツ 35%以上+関税番号変更～

本協定では、関税コード対象となる 5,000 品目のうち 90%の品目がカバーされている。原産地規則 (Rule of origin) については、「現地調達比率要件 (ローカルコンテンツ)」と「関税番号変更要件 (タリフジャンプ)」を同時に満たすことが必要条件となっている。現地調達比率要件は『35%』である。シンガポール・インド間の FTA (CECA) の 40%プラス関税番号変更要件と比べて緩やかな条件となっている。

関税引き下げ品目のグルーピング

1. ノーマル・トラック

関税引き下げ品目のうち、関税率が段階的に 0%まで引き下げられるノーマル・トラックの 1 と 2 に、品目数ベースで 80% (貿易額ベースで 75%) の品目が分類されている。

2. センシティブ・トラック

関税率が段階的に 5%まで引き下げられるセンシティブ・トラックには 10%の品目が分類されている。

3. スペシャル・トラック

ASEAN 加盟国にとって重要な輸出品である 5 つの品目 (パーム・オイル [crude palm oil と refined palm oil]、コーヒー [coffee]、胡椒 [pepper]、茶 [tea]) については別途、スペシャル・トラックでの関税引き下げスケジュールを設定している。

ASEANとインドの貿易額

インドは、ASEAN にとって 7 番目に大きな貿易相手国である。ASEAN・インド間の貿易額は、

2000 年以降、年率 27%と急速に増加している。2008 年の両国間の貿易額は 474 億米ドルに達しており、ASEAN・インド政府関係者は 2010 年に貿易額を 500 億米ドルに増やす目標を掲げている。

サービス、投資分野も自由化交渉中

ASEAN とインドは、サービス、投資の分野についても、2009 年 12 月の完了を目指して自由化の交渉を行っている。

以 上

《参考サイト》

インド政府 商工業省ホームページ

http://commerce.nic.in/pressrelease/pressrelease_detail.asp?id=2461

シンガポール政府 IE シンガポール・ホームページ

<http://app.mti.gov.sg/default.asp?id=148&articleID=19541>

本レポートに関するお問い合わせ先
 国際企画部 C I B グループ 北村 広明
 E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
 TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。